

令和4年度事業計画書

I 活動の基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーたる経営者の団体であるとの理念の下、社会全体への貢献をめざし、効率的な組織運営に努め、法人会活動の更なる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、法人会活動をなお一層充実させるためには、法人会のいわば車の両輪ともいべき組織・財政基盤の強化を図ることが特に重要であることから、会員増強や福利厚生制度の推進に力を入れるとともに、企業活動の活性化や地域の健全な発展にも配慮しつつ、各諸施策に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ見通せない中、コロナ禍における事業や会議運営に充分留意するとともに、ウィズコロナ・アフターコロナにおいても適切に対応できる新たな試みや、WEB環境の整備や活用に努める。

II 主な事業計画

1 公益目的事業の推進

(1) 税制改正への提言

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せない状況であり、その影響は長期化が予想される。また、ロシアのウクライナ侵攻による世界への影響が計り知れない。政府は、経済あつての財政という考えの下、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することとしているが、2022年より団塊の世代が後期高齢者に入り医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

さらに、少子化対策や女性活躍の推進、グローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化や大規模自然災害からの復興などといった課題もある。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

(2) 社会貢献活動・税の啓発活動の充実

地域社会との「共生」を目指し多彩な活動を展開している社会貢献活動については、引き続き「公益性」をより一層高めることに留意し、地域の実情に即した活動を積極的かつ継続的に展開する。

また、一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努める。

特に、青年部会では「租税教育活動」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

(3) 研修活動の充実

- ・ 税法、税務を中心とした研修会の開催強化に努め、研修参加人員の増大を図り、税知識の一層の普及・啓発を図る。
- ・ 公益法人として、より一層の「公益性」を高めるため、会員企業に加えて一般市民にも対象を広げた研修・講演会を開催する。
- ・ 消費税の「期限内納付推進運動」並びに「e-Tax」、「eLTAX」の普及の推進に努めるとともに、デジタル化を推進する観点から、マイナンバーカードの普及について周知を図るとともに、併せて令和5年10月より導入される消費税のインボイス制度等の周知に努める。
- ・ 青年部会を中心とした「租税教育活動」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。
- ・ 企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要である。国税当局と協力し、企業の税務コンプライアンス向上のために全法連が作成した「自主点検チェックシート」の積極的な活用を図る。
- ・ 「財政健全化のための健康経営プロジェクト」は、法人会ならではの健康経営の推進として、まず法人会内部への浸透を、「いちごプロジェクト」は、引き続き環境問題への意識高揚に向けての周知に努める。

(4) 広報活動の充実

- ・ 広く社会に対し、法人会のイメージアップ、知名度の向上、税の啓発・租税教育活動内容の対外的な周知を図るため、各会の役員の会社事務所・工場等に関連ポスターの掲示を推進する一方、入会促進をはじめとする組織強化・充実に資する広報活動を積極的に展開する。
- ・ 法人会アンケート調査システムについては、送信対象者の拡大及び回答数の増加に取り組むとともに、アンケート結果については、全法連HPの紹介により対外的なPRを強化する。
- ・ 県連においては、会報「法人ひろしま」及びホームページの内容の充実と、マスコミ等に対するパブリシティをより積極的に進めるとともに、青年部会連絡協議会が主催する「広島県青年の集い」及び女性部会連絡協議会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」の場も有効に活用する。
- ・ 「財政健全化のための健康経営プロジェクト」は、法人会ならではの健康経営の推進として、まず法人会内部への浸透を、「いちごプロジェクト」は、引き続き、環境問題への

意識高揚に向けて広報に努める。

- ・ 単位会においては、地域の特性を活かした広報に努める。

2 組織・財政基盤の強化

(1) 組織の強化・充実

新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せない状況ではあるが、法人会活動を充実させるためには、組織基盤を強化することが重要である。

このため、組織委員会・厚生委員会の合同開催などにより連携を一層強化し、法人会会員一丸となって現在の会員数の維持に努めるとともに、県下の法人会員数3万社台の回復を目指して、次の方針により会員増強を行う。

イ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を「会員増強月間」とし、積極的に法人会員の増強を図る。

このため、各会のこれまでの会員勧奨に加え、引き続き、他の委員会との情報連携など役員一人一社以上の新規加入勧奨を目標に入会活動の展開に努める。

また、退会防止策を講じる等、引き続き会員数を純増させるために、より効果的な対応策を展開し、組織基盤の強化に努める。

※ 税務当局の新設法人名簿、東京商工リサーチ新設法人データなどの活用。

ロ 単位会は、各会の実情を考慮した加入率の目標を定め、役員等と進捗状況を共有し、その達成に努める。

ハ 会員増強に、顕著な功績のあった会員を表彰する。

(2) 青年・女性部会の充実

イ 青年部会関係

青年部会員が一堂に集い、継続的な結束と連携を培う場としている「法人会広島県青年の集い」を開催するとともに、部会員数が減少傾向にあるため、魅力ある活動に取り組み、退会を防止する一方、全青連の目標である「10%純増」運動に取り組む。（青年部会員増強表彰基準が制定されている。）

また、青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」は、税の本質が「思いやりの心」であることを踏まえた上で、次世代を担う児童・生徒及び一般市民に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教室を積極的に開催する。

特に、子供たちに税の使い道について考える機会を提供する要素を加えることなどにより、質的な向上を目指す。

一方、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の浸透を図るため、全青連の推進策など情報の共有に努め、段階的に実践していく。

さらに、法人会アンケート調査システムの調査結果の質的レベルの向上と信頼性を高めるため、新規登録の推進を図るとともに回答数の増加に取り組む。

なお、福利厚生制度収入の安定的増収に繋がる、大型総合保障制度（Jタイプ）の推進にも積極的に取り組む。

おって、令和4・5年度は、「法人会広島県青年の集い」プレゼンテーションが、16単位会一巡したことから、令和6年度「法人会全国女性フォーラム広島大会」への支援活動にも取り組む。

ロ 女性部会関係

「女性部会の在り方（指針）」に沿って、税の啓発活動や社会貢献活動に積極的に取り組み、更なる部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。

なお、新公益法人制度改革を踏まえ、一般市民、次世代を担う児童・生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進するとともに、租税教育をはじめとする税の啓発活動や社会貢献活動を行う。

また、法人会アンケート調査システムの調査結果の質的レベルの向上と信頼性を高めるため、積極的に新規登録の推進を図るとともに、回答数の増加に取り組む。

更に、環境活動への取り組みである節電対策「いちごプロジェクト」（家庭における使用電力の削減運動）に、引き続き取り組む一方、社会問題になっている食品ロスについても全女連の施策のもと考えていく。

おって、令和6年度に開催する「法人会全国女性フォーラム広島大会」に向けて、女性部会が一体となって、青連協に既大会の実績を参考にした支援を受けながら、部会員純増並びに大会運営の企画立案を順次進める。

(3) 福利厚生制度の推進

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい状況に伴い福利厚生制度の推進は、ビジネスガードの増収はあったものの、引き続き厳しい環境下であるうえに、会員企業の保険に対する意識の変化も楽観できない状況にある。

会員増強と福利厚生制度は法人会のいわば車の両輪であり、組織委員会と合同での会員増強施策や、福利厚生制度50周年キャンペーンの積極的な展開を行うとともに、「1社でも多くの会員企業を守りたい」という福利厚生制度創設時の理念の徹底及び受託三社協力体制の強化による連携を図りつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、①経営者大型総合保障制度 ②ビジネスガード ③がん・医療保険制度の推進を中心とした活動を、広く会員企業へ展開する。

特に、福利厚生制度の中核を占める経営者大型総合保障制度の推進にあたり、青年部会並びに女性部会との連携を強化し、制度推進のための紹介運動および青年部会を中心としたJ

タイプの加入促進運動を実施する。

(4) 会員支援事業

総会時や青連協・女連協懇親会を通じた交流を図る。

また、会員企業の経営等一助となる事業として、「中小企業向け貸倒保証制度推進の支援」、「県連補助金支援」など会員向けサービスの展開を図る。

3 事務運営体制の確立

コンプライアンス、ガバナンス強化に基づく事務管理体制による事務管理の適正な運営のために、諸規程の整備を随時図るとともに、地域社会貢献活動を行う団体として、法令に基づく適正な情報開示に努める。